

『ピア21(石部商業近代化協同組合)』より重要なお知らせ 「商品券」(500円券)の利用終了及び払戻し実施について

日頃より「ピア21(石部商業近代化協同組合)」をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。
誠に勝手ではございますが、令和5年3月31日(金)をもちまして、本組合発行の「商品券」(500円券)の利用を終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しを実施させていただきます。未使用の「商品券」(500円券)をお持ちのお客様は以下の払戻し期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

利用終了日：令和5年3月31日(金)
**払戻し期間：令和5年4月1日(土)から
令和5年6月30日(金)まで**

《払戻しを行う前払式支払手段の発行者》 石部商業近代化協同組合

《払戻し対象となる前払式支払手段》 「商品券」(500円券)

《払戻しの申出期間》 令和5年4月1日(土)～令和5年6月30日(金)

(受付時間は、店舗営業日・時間内)

※ 当該期間内にお申出がない場合は、払戻し手続きから除斥されます。

《申出及び払戻しの方法》

払戻し対象となる商品券をお持ちのお客様は、当組合事務所まで商品券をご持参いただき、払戻しの旨をお申出ください。確認の上、その場で現金を払戻しいたします。

払戻し場所／お問い合わせ先 石部商業近代化協同組合(ピア21)
事務所 湖南省石部中央6-1-30(平和堂石部店2階)